被扶養者の資格取消について

本年10月20日から医療機関等においてオンライン資格確認が導入されたことにより、本組合で組合員・被扶養者の資格取得・取消に関し、最新の情報を登録することが必要になります。特に被扶養者の資格取消に該当した場合は速やかに申請手続きをお願いします。

主な事例	添付書類
就職したとき(社会保険に加入したとき)	就職先の保険証(写)または健康保険等の資格取得 (適用)年月日が確認できる書類
パート・アルバイト等の収入が増加(3カ月連続 または3カ月平均して108,334円以上)したとき	月ごとの給与支払証明書または雇用証明書
年金額が増加(年額180万円以上)したとき	年金額改定通知書(写)
事業収入・不動産収入・農業収入が増加(年額 130万円以上)したとき	確定申告書 (写) および収支内訳書 (写)
雇用保険の基本手当や健康保険の傷病手当金の受給による基準額超過(日額3,612円以上)したとき	雇用保険や傷病手当金の受給金額が明記されてい る書類(写)
離婚したとき	戸籍謄本または抄本
死亡したとき	事実が確認できる書類

資格取消後の組合員証・組合員被扶養者証は 必ず速やかに返還してください。

資格取消後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに医療機関等を受診してしまった場合は、本組合が支払った医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

また、被扶養者の資格取消の届出が遅れた場合でも事実発生日まで遡って取消となり、その間に医療機関等を受診していた場合も同様の取扱いとなりますので、日頃から被扶養者の収入状況等を確認いただきますようお願いします。